

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：令和5年9月6日（令和5年（行情）諮問第792号及び同第793号）

答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第892号及び同第893号）

事件名：令和3年度に特定支所が受けた健康安全管理状況監査に関する文書の一部開示決定に関する件
令和3年度に特定支所が受けた健康安全管理状況監査に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月23日付け5動検第298号及同月28日付け同第324号により動物検疫所長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、健康管理医の氏名の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

行政処分の「2 不開示とした部分とその理由」につき、法5条1号に該当するから不開示とした部分には、次の段落のとおり不開示事由に該当しない部分が含まれるものと予想する。もって、行政処分を取り消し、法5条1号柱書に該当しない情報及び同号イないしハに該当する情報を特定し、追加で開示するとの裁決を求める。

本件対象文書には不開示事由に該当する部分はない。審査請求人は別の行政機関にも開示請求を行っており、他の行政機関から受けた開示文書では、処分庁が行政処分で不開示とした部分には、不開示とされていないので添付資料により提示する（略）。これらからは、健康管理医の氏名は法5条1号柱書きに該当する情報には当たらないものと思料する。それは、

健康管理医が非常勤の国家公務員として契約している場合には、健康管理医として勤務していることは、法5条1号ハの「公務員等の職務の遂行」に該当する。もしくは、非常勤の国家公務員として契約していない場合には、請負や委託等の契約形態を交わしている場合には、歳出先の事業者としてどの事業者が落札しているかに関する情報は、法5条1号柱書きに該当する情報ではないか、法5条1号イに該当しうる情報である。処分庁において、他の行政機関と異なって、開示することができない事情を詳細に説明すべきである。

なお、前段落以外の事柄については不服を申し立てない。また、本件は同日付で行っている同様の趣旨の審査請求と併合して審査されて差し支えない。

第3 諮問庁の説明の要旨

法9条1項に基づき、令和5年6月23日付け5動検第298号及び同月28日付け5動検第324号で行った「令和3年度に人事院近畿事務局から神戸支所が受けた健康安全管理状況監査に際し、取得又は作成した資料一式」及び「令和3年度に人事院北海道事務局から北海道・東北支所が受けた健康安全管理状況監査に際し、取得又は作成した資料一式」（以下「本件開示請求対象文書」という。）の一部を不開示とした各決定（原処分）に対する開示請求者（審査請求人）からの審査請求に関し、法19条に基づき、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するにあたり、原処分を不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

1 原処分における不開示理由

審査請求の対象となっている文書は、農林水産省動物検疫所から提出された本件開示請求対象文書のうち本件対象文書である。これらの文書には、健康管理医の氏名が記載されており、法5条1号に規定される特定個人を識別することができる情報であり、かつ、同号ただし書きのイからハマでのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とする開示決定を行った。

2 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2と同旨。

3 原処分を維持する理由

(1) 原処分1について

ア 審査請求人の主張のうち、「他の行政機関から受けた開示文書では、処分庁が行政処分で不開示とした部分は、不開示とされていない」については、他の行政機関においてどのような理由により開示の判断が

なされたかについては承知していないが、処分庁が原処分を行うに当たっては、法に基づき行政機関として適切に審査した上で当該部分を不開示としていることが認められるため、当該主張は審査庁としての判断を左右するものではない。

イ 審査請求人の主張のうち、「健康管理医が非常勤の国家公務員として契約している場合には、健康管理医として勤務していることは、法5条1号ハの公務員等の職務の遂行に該当する」については、原処分において氏名を不開示とした健康管理医（以下単に「健康管理医」という。）は、会計年度ごとに委嘱している民間の医師であり、人事院規則8-12に基づいて採用された非常勤職員ではなく、国家公務員法2条1項に定める国家公務員にも当たらないため、法5条1号ハの「公務員等」ではない。

また、勤務の形態及び内容としても、役所に常駐はしておらず、健康診断実施後の指導区分の決定や健康管理に係る指導等を行っているに過ぎないことから、法5条1号ハの「公務員等の職務の遂行」には当たらない。

ウ 審査請求人の主張のうち、「請負や委託等の契約形態を交わしている場合には、歳出先の事業者としてどの事業者が落札しているかに関する情報は、法5条1号柱書に該当する情報ではないか、法5条1号イに該当しうる情報である」については、健康管理医に対しては委嘱の形式で医師個人に対し謝金支払いを行っており、そもそも公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表の対象とはなっておらず、慣行として公にしているものでもないため、法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

以上のことから、処分庁が不開示とした健康管理医の氏名については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも該当しないものであることから、当該部分を不開示としたことは妥当であり、原処分1を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

ア 審査請求人の主張のうち、「他の行政機関から受けた開示文書では、処分庁が行政処分で不開示とした部分は、不開示とされていない」については、他の行政機関においてどのような理由により開示の判断がなされたかについては承知していないが、処分庁が原処分を行うに当たっては、法に基づき行政機関として適切に審査した上で当該部分を不開示としていることが認められるため、当該主張は審査庁としての判断を左右するものではない。

イ 審査請求人の主張のうち、「健康管理医が非常勤の国家公務員として契約している場合には、健康管理医として勤務していることは、法5条1号ハの公務員等の職務の遂行に該当する」については、原処分において氏名を不開示とした健康管理医は、会計年度ごとに委嘱している民間の医師であり、人事院規則8-12に基づいて採用された非常勤職員ではなく、国家公務員法2条1項に定める国家公務員にも当たらないため、法5条1号ハの「公務員等」ではない。

また、勤務の形態及び内容としても、役所に常駐はしておらず、健康診断実施後の指導区分の決定や健康管理に係る指導等を行っているに過ぎないことから、法5条1号ハの「公務員等の職務の遂行」には当たらない。

ウ 審査請求人の主張のうち、「請負や委託等の契約形態を交わしている場合には、歳出先の事業者としてどの事業者が落札しているかに関する情報は、法5条1号柱書に該当する情報ではないか、法5条1号イに該当しうる情報である」については、少額随契に係る情報は、公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）の3の（1）に基づいて、公表の対象から除外されているため、法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。なお、原処分において健康管理医が所属する医療機関名が開示されているが、これは法5条各号の「不開示情報」に当たらないことから開示しているものである。また、医療機関名は開示しているものの、当該医療機関のどの医師が健康管理医を担当したかについては公にしておらず、そもそも「公共調達の適正化について」に基づいて事業者名を公表する場合も、その従業員の氏名までは公表事項とされていない。

以上のことから、処分庁が不開示とした健康管理医の氏名については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも該当しないものであることから、当該部分を不開示としたことは妥当であり、原処分2を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月6日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第792号及び同第793号）
- ② 同月19日 審議（同上）
- ③ 令和6年3月8日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）

- ④ 同月 22日 令和 5 年（行情）諮問第 792 号及び同第 793 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 1 に掲げる文書であり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙の 2 に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）は法 5 条 1 号に該当しない情報又は同号ただし書イ若しくはハに該当する情報である旨主張しており、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分の不開示理由について、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分には、健康管理医の氏名が記載されており、当該氏名は法 5 条 1 号に規定される特定個人を識別することができる情報であって、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

イ 審査請求人は、健康管理医が非常勤の国家公務員として契約し勤務している場合には、法 5 条 1 号ただし書ハの公務員等の職務の遂行に該当するなど主張しているが、健康管理医は、会計年度ごとに委嘱している民間の医師であり、人事院規則 8－12 に基づいて採用された非常勤職員ではないため、同号ただし書ハの「公務員等」には該当せず、勤務の内容も、健康診断実施後の指導区分の決定や健康管理に係る指導等であり、同号ただし書ハの「公務員等の職務の遂行」にも当たらない。

ウ 審査請求人は、請負や委託等の契約形態を交わしている場合において、歳出先の事業者としてどの事業者が落札しているかに関する情報は、法 5 条 1 号に該当する情報ではない、あるいは同号ただし書イに該当し得る情報であるなどと主張しているが、健康管理医については、委嘱の形式で医師個人に対し謝金を支払う方法又は少額随意契約による方法によっており、これらは公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）による公表対象とはなっていないため、同号ただし書イに該当しない。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、動物検疫所神戸支所及び北海道・東北支所がそれぞれ健康管理医に委嘱した医師の氏名が記載されているものと認められる。

これらは法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

健康管理医に関する公表慣行や委嘱形態等に関する上記（１）イ及びウの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情もないことから、本件不開示部分は、法５条１号ただし書イ及びハに該当するとは認められず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、本件不開示部分は、個人識別部分であることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

（３）したがって、本件不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３ 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号及び６号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条１号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書

(1) 原処分1

文書1 健康安全管理組織図

文書2 健康管理医委嘱通知書（2通）

(2) 原処分2

文書3 健康安全管理状況監査調査表

文書4 健康管理医委嘱通知書

2 審査請求人が開示すべきとする部分

文書1, 文書3及び文書4 不開示部分の全て

文書2 各氏名欄